

転入等情報発信事業業務委託仕様書

1 業務の名称

転入等情報発信事業業務委託

2 業務を行う場所

岐阜市長が指定する場所

3 業務の履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるテレワークの普及などにより、地方移住への関心が高まる中、メインターゲットを20代、30代の若者に想定して、愛知県等、市外からの来客が見込める大型商業施設内に専用のブースを設置するとともに、本市「エエトコタント岐阜市HP」への移住コンテンツの追加などにより情報発信を行い、本市への移住・定住を促進していくことを目的とする。

5 業務内容

(1) ブース設置業務

①設置場所

カラフルタウン岐阜 1階 面積 22.11 平方メートル

※詳細は別紙1のとおり

②設置期間

令和3年10月下旬から令和4年3月31日（木）まで

※具体的なブースの開設日は、発注者が別途指示するものとする。

③開設時間

10:00～21:00 年中無休

※カラフルタウン岐阜の営業日時と同じとする。

④ブースの空間デザイン

ブースの空間デザインにあたっては、本市の旬なイベントの手作り感やお洒落な感じをカラフルタウンの中に表現することにより、その空間に若者が引き寄せられるようなものになるようにすること。

なお、区画内の柱については、柱にパネルをボルトで固定するのではなく、パネル同士を組み合わせて自立させて設置するのであれば、パネル(H2400mm、W1000mmの範囲内)で囲い装飾しても差し支えない。

⑤什器等の設置

55インチデジタルサイネージ液晶ディスプレイ 1台

- ・ディスプレイ…シャープ PN-HW551（同等品可）
- ・電源 ON により、USB メモリ内の動画コンテンツ（発注者で準備）を自動でリピート再生すること。
- ・動画コンテンツを記録させた USB メモリのコンテンツを追加・上書きできること。
- ・停電等で電源が切断され回復した場合、自動で復旧できること。
- ・開設時間（10：00～21：00）の間、電源 ON となるようタイマーを設定すること。

55 インチデジタルサイネージ液晶ディスプレイ用スタンド 1 台

- ・55 インチデジタルサイネージ液晶ディスプレイ用スタンドは、完全に自立するものであること。

そのほか、リーフレット等の配布物（15～20 種類程度で、配布物は発注者が配架する。）や、⑦で作成する展示物を配置するために必要な什器等を配置すること。

なお、設置する什器等は、カラフルタウンの規定により、高さ 2400 mm 未満とする。また、スプリンクラーによる消火の妨げとなるような屋根、天幕等の設置は不可とする。

⑥ 什器の調達費用

ブースで必要となる什器の調達に係る費用はすべて受注者の負担とし、本業務の事業規模金額に含める。

ただし、ブース設置場所の賃借料は岐阜市が負担する。

⑦ 展示物の作成

岐阜市での生き方や暮らし方などのヒントとなるよう、岐阜市を舞台に挑戦する人の生き方や暮らし方を深く掘り下げた記事を 2 本作成し展示すること。

また、10 月及び 2 月に、岐阜市で頑張っている旬な人、各 1 名の紹介記事を作成し展示すること。

展示に当たっては、ブースにライブ感が出るよう工夫すること。

また、手書きのポップ、飾りのドライフラワーなど、情報発信やブースの雰囲気作りに寄与する装飾品等を設置すること。

なお、カラフルタウンの壁に展示物を掲出することは不可であることに留意すること。

⑧ ブース名称の提案

受注者は、ブースの名称を発注者に提案するものとする。

（2）情報発信業務

① エエトコタント岐阜市ホームページへのコンテンツ提供

5（1）⑦で作成した記事（取材記事、動画、写真により構成）及び国・県・市の移住・定住に関連した各種補助制度の案内（内容は発注者が提供）1 本をエエトコタント岐阜市ホームページへのコンテンツとして提供すること。

なお、ウェブのデザインはエエトコタント岐阜市ホームページを管理する西濃印刷株式会社が行う。

②岐阜市がカラフルタウン岐阜に設置するデジタルサイネージによる情報発信

①で作成するコンテンツは、岐阜市がカラフルタウン岐阜に設置するデジタルサイネージでも放映するものとする。

③SNS を活用した情報発信

SNS を活用し、岐阜市への移住を訴求する内容の情報発信を 4 回以上実施すること。

(3) 移住等関連イベントの開催業務

ブース開設時に実施するオープニングセレモニー又は移住を促進するためのイベントを 1 回以上企画・運営すること。

(4) 業務報告

イベントの開催にあたっては、イベントの内容などについて記載した企画書を作成し提出すること。また、開催後は業務報告書を提出すること。

6 提出書類及び成果品

(1) 提出書類

本業務の各工程において、下表に示す書類など本業務の履行に必要な書類を必要数量作成し、提出期限までに遅延なく提出すること。

提出書類名	数量	提出期限
着手届 業務主任者届 業務工程表	各 1 部	着手時
完了届	1 部	完了時

(2) 成果品

現地に設置するもののほか、下表に示す成果品を作成し、提出時期までに提出すること。また、撮影した動画、写真等は、デジタルデータで DVD-R に格納し納品すること。

編集後デザイン・レイアウトなどに使用したデジタルデータ及び完成品の各ページの InDesign 形式 (CS6 以降)、および PDF 形式のデータを DVD-R で納品すること。

品名	数量	提出時期
展示物① 岐阜市を舞台に挑戦する人の生き方や暮らし方を深く掘り下げた記事 (紙・JPEG・M-PEG4)	2 本	1 0 月
展示物② 岐阜市で頑張っている、旬な人の紹介記事 (紙・JPEG・M-PEG4)	1 本 1 本	1 0 月 2 月

国・県・市の各種補助制度の案内（紙・JPEG・M-PEG4）	1本	10月
撮影した動画（MPEG-4）、写真（JPEG）、制作したイラスト等（JPEG）	1式 1式	10月 2月
取材記事（WORD）	1式 1式	10月 2月

(3) 納入場所

岐阜市役所 企画部 総合政策課（岐阜市司町40番地1）

7 業務の実施

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、作業指示またはその他発注者からの通知事項に疑義を生じた場合は、直ちに発注者に通知し、発注者は、直ちにその処理を決定する。
- (2) 受注者は、作業指示に基づき指定日までに、成果品を発注者に提出し、検査を受けるものとする。
- (3) 発注者は、検査の結果、内容の誤り又はその他指示要件を欠くと認めた場合は、受注者に対し期日を指定してその補正をさせるものとする。
- (4) 受注者は、必要に応じて、検討等のため会議に出席させるよう発注者に対して要請することができるものとし、発注者はこれに応じるものとする。
- (5) 受注者は、委託業務の処理を一括してほかの事業者に委託してはならない。委託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ、発注者の承諾を受けること。
また、承諾の際に、委託業務内容及び第三者の業者名を明記した書面とともに、第三者の身元を明らかにする資料等の提出を求める。
- (6) 業務の実施に当たって要する費用は、すべて受注者の負担とする。
- (7) 業務の実施に当たっては、発注者と必要な協議及び打ち合わせを十分行い、その指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。

8 著作権の帰属等

- (1) 本委託業務に係る成果品の著作権等の帰属（著作権法第27条及び第28条に規定された各権利を含む。）は、発注者に譲渡されるものとし、その対価は委託金額に含まれるものとする。また、発注者は、本事業で作成した展示物について、受注者の許可なく二次利用できるものとする。ただし、モデルを使用した部分については、受注者の許可がなければ、他の著作物等に利用しないものとする。
- (2) 本委託業務に係る成果品等の制作に係るすべての権利（著作権等）の処理は、受注者の責任と負担で行うものとする。
- (3) 前項に関し、関係者その他第三者から異議、苦情の申立て、実費または対価

の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用等も含め、受注者の責任と負担において処理するものとする。

9 労働関係法令等の遵守

- (1) 本契約に係る業務に従事する労働者について、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法などの関係法令を順守すること。
- (2) 本契約に係る業務の一部を第三者に委託するときは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）及び下請代金支払遅延等防止法などの関係法令を遵守すること。

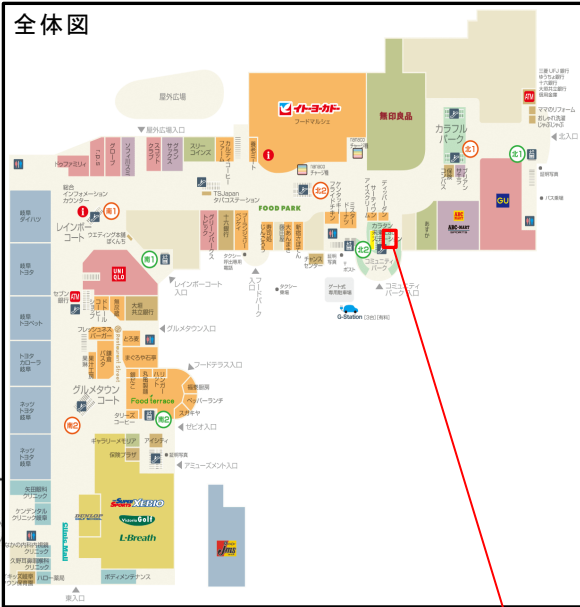
10 支払条件

発注者は、全ての業務が完了し、成果品及び関係書類が納品され、発注者の検査に合格した時は、発注者の定める手続きに従って本契約に定められた金額を一括して支払うものとする。

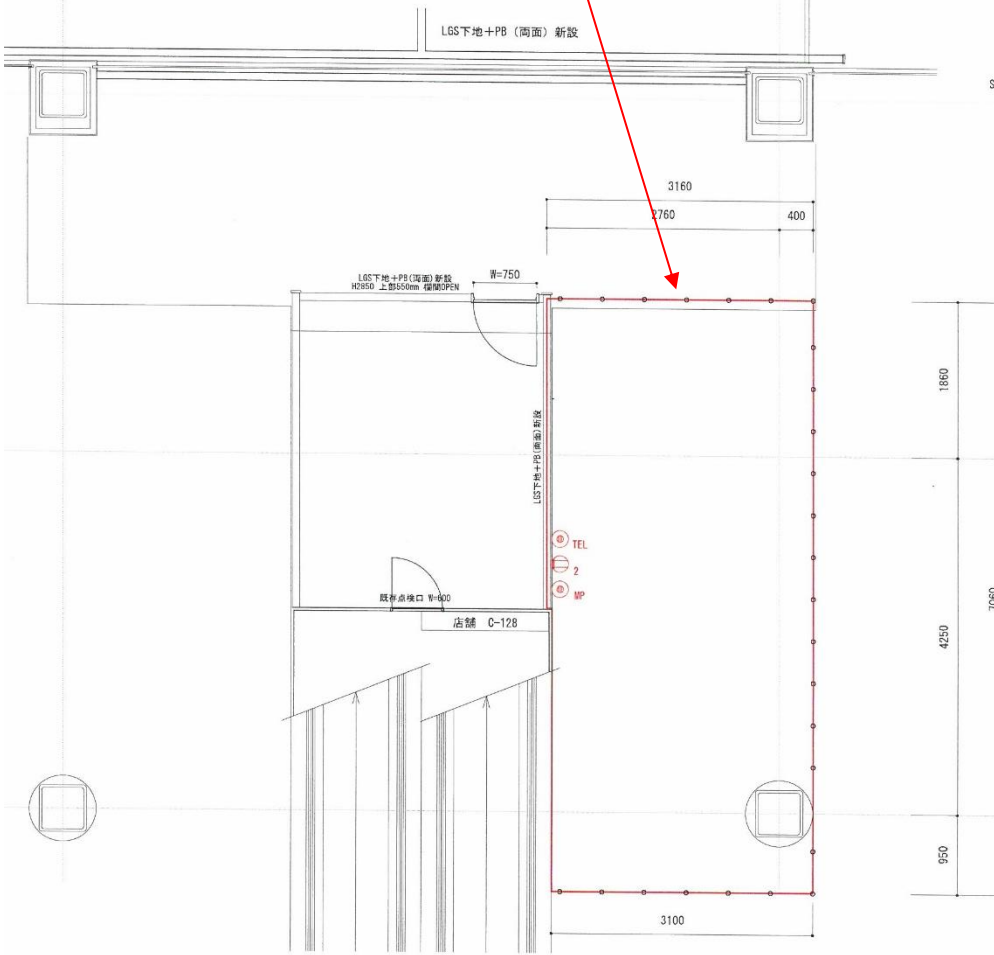
11 その他事項

- (1) 受注者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め発注者と協議の上、承認を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (3) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記仕様書」に従うこととする。
- (4) 業務を進める上で必要な文献資料等については、発注者から貸与するものとし、貸与された資料の管理を徹底するとともに、業務終了後返却すること。また、発注者で用意できないものに関しては、受注者で資料収集に努め、発注者が要望する場合は発注者に提供すること。
- (5) 受注者は、本業務の履行に伴い、緊急に発注者の指示を受けべき事態が発生した時は、直ちに発注者に連絡してその指示を受けるとし、発注者の指示を事前に受けることができず応急処置を取った場合は、事後速やかに発注者に報告するものとする。
- (6) 受注者が災害防止のため発注者の措置又は発注者の承認を必要とするときは、発注者にその旨を申し出て適切な措置を求めるものとする。
ただし、危険が急迫し上記の処置を施す余裕のない場合は、受注者は、必要な応急処置を施し、事後速やかに発注者に報告しなければならない。
- (7) 災害防止上緊急やむを得ない場合は、発注者は必要に応じて受注者の業務の一部又は全部を中止し、その他臨時的措置をとらせる。この場合受注者は、直ちに、これに応じなければならない。

(別紙 1)



注意: 本図面は、2000年の竣工面図DATAより作成しました。
 ・区画図に記載されている寸法は、基本設計寸法です。設計・施工前には必ず現場実測を行ってください。
 ・現場実測により計画の調整が必要になる場合もありますので、ご了承ください。
 22.11㎡/6.69坪
 CH=8400/FL+5
 注意事項: 現地確認のこと



(凡例)		数量
	電灯A盤	
	電源別置型非常灯	60φ
	非常放送スピーカー	200φ
	煙感知器	70φ
	煙感知器 (シャッター兼用)	70φ
	スプリンクラー	70φ
	吹出口アネモC2#25	530φ
	MP	1
	電話 (内外線)	1
	コンセント 2P15A × 1	
	コンセント 2P15A × 2	1
	天井点検口	450口